

ガーデンツーリズム登録制度

令和6年4月

令和5年度「にいがた庭園街道」登録計画事業実施報告書

にいがた庭園街道ネットワーク

1. 事業の実施状況

(1) 広報活動の一環の「視察」受入れ／対応

① 観光庁観光戦略課・課長補佐一行（5/16）

- ・ 日本庭園・伝統建築などを核とした地域活性化活動を、現地(新潟市江南区)で視察・見学。
- ・ 説明・案内は北方文化博物館副館長と事務局長。



北方文化博物館・副館長からの説明

② 宮崎県造園緑地協会一行(13名)による現地の実態と活動を視察（10/25～27）

- ・ 村上(千年鮭きかわ／普済寺) → <村上市泊> → 渡邊邸 → 290号経由で清水園 → 椿寿荘 → <阿賀野市泊> → 北方文化博物館 → 旧斎藤家別邸
- ・ 説明・案内は代表と事務局長。



村上で活動概要を説明



清水園を視察

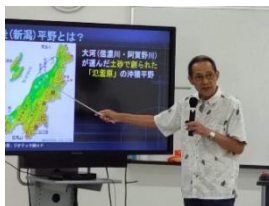


北方文化博物館を視察

(2) 「講演」等の依頼引受け

① 開志専門職大学での「講演(特別授業)」の実施（7/18）

- ・ 「新潟の地域資源と観光」のテーマで、大学生2クラス(30名×2回)各90分の講演(特別授業)を実施(事務局長)



講演(特別授業)



(3) マスコミからの「取材」受入れ等

① 新潟県観光協会公式ブログ(Web 広報)「たびきち」の取材（2024.1/17）

- ・新潟県の魅力あるスポットを、地元在住のライターや観光協会スタッフがレポートし、最新情報を紹介するコーナー。
- ・「あがきた(注 1)の魅力発信隊！」の企画コーナーで、にいがた庭園街道の活動の取材を代表と事務局長が受けた。(2024 年 3 月末に掲載)

(注 1)「あがきた」とは、阿賀野川以北の地域(=新潟県北部地)をいう。



「たびきち」の取材に応じる代表と事務局長

- ② 新潟県下越地域のフリーペーパー「まるごと下越」の取材 (2024.2/2)
 - ・にいがた庭園街道の説明と PR を代表が行った。

- ③ 地域ラジオ局「エフエムしばた」に出演 (2024.3/1 放送)
 - ・にいがた庭園街道の説明と PR を事務局長が行った。



「エフエムしばた」録音中の事務局長

2. 組織活動

(1) 総会(第 5 回)

- ・ 2023 年 6 月 19 日 : 「書面決議」方式で実施。
- ・ 下記の議案が承認。
 - 「事業報告」、「収支決算報告」、「活動計画」、「収支予算」、「役員体制」の 5 議案。
- ・ 総会決議資料と共に、監査報告書、会員名簿を送付。

(2) 役員会等(一部は事務局役員会で、主に持ち回り審議)

- ① 第 1 回 : 2023 年 4 月 10 日 (事務局役員会)
 - ・ 2022 年度 ガーデンツーリズム事業報告書(国交省へ提出)を承認。
- ② 第 2 回 : 2023 年 4 月 20 日 (役員会)
 - ・ 観光庁の「看板商品の創出事業(注 2)」に関する取組み結果の報告。
 - (注 2)は、「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」をいう。
- ③ 第 3 回 : 2023 年 5 月 26 日 (事務局役員会)
 - ・ 第 5 回総会(書面決議方式)の議題及び資料を了承。
- ④ 第 4 回 : 2023 年 6 月 2 日 (役員会)
 - ・ 第 5 回総会(書面決議方式)の議題及び資料を審議／承認。
- ⑤ 第 5 回 : 2023 年 7 月 3 日 (役員会)
 - ・ 第 5 回総会(書面決議方式)の議題の決議終了と結果を報告。
 - 併せて、退会(観光協会部会・江南区産業振興課)を承認。

(3) その他機関との取組み

- ① 新潟県村上地域振興局：にいがた庭園街道の活かし方等の意見交換
 - ・ 2023 年 6 月 8 日：下越地域の新たな観光の展開と活性化及び庭園街道の活かし方等について。
 - ・ 2023 年 7 月 6 日：地域振興局・県観光部・県観光協会と打合せ。具体策が無く今後の関係を継続。
- ② 新潟博報堂：観光庁の観光施策(「観光再始動事業」：注 3)への申請等を打合せ
 - ・ 2023 年 4 月 14 日：施策の概要確認と情報交換(事務局長)
 - ・ 2023 年 5 月 25 日：施策の申請可否と内容検討(代表と事務局長)
 - ・ 2023 年 7 月 4 日：施策の申請を検討し、庭園街道として「見送り」を決定(事務局長)

(注 3) 観光再始動事業とは、観光地域づくり法人や民間事業者等が実施する、新規性が高く「特別な体験コンテンツ・イベント等の創出」や「高付加価値等のコンテンツ造成」について、販路開拓まで一貫した支援を実施する民間企業等支援事業をいう。
- ③ セミナー等の参加(事務局長)
 - ア. 「令和 5 年度ガーデンツーリズム登録制度登録証交付式及び全国会議」オンライン参加 =2024.3/1
 - イ. 「国土計画協会活動実績報告会(令和 2 年度 採択団体)」オンライン参加 =2024.3/14

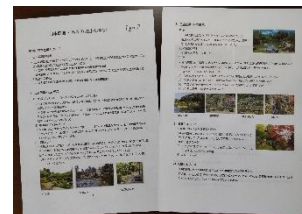
3 . 特記すべき事項

(1) 新たなマスコミを介した活動紹介を実施

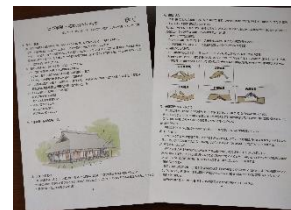
- ・ 「1. 事業の実施状況－(3) マスコミからの「取材」受入れ等」で記載済みの、「新潟県観光協会ブログ」や「ラジオ＝エフエムしばた」での活動紹介を実施。

(2) 会員向け小冊子の原稿を作成

- ・ 会員のレベルアップ等のため 2 種類の小冊子の原稿を作成。
- ① 「日本庭園 基本の『き』」(A4 版カラー版)
 - ・ 日本庭園の基本的知識(日本庭園の見方・様式・要素、等々)の共通の・普遍的な解説手引き書となり得る小冊子を予定。未配付。
 - ② 「日本家屋 基本の『き』」(A4 版カラー版)
 - ・ にいがた庭園街道沿いに点在する伝統建築が理解される、日本家屋の基礎的な解説手引き書となり得る小冊子を予定。未配付。



①日本庭園 基本の「き」



②日本家屋 基本の「き」

(3) 能登半島地震(2024.1/1)の被害状況の把握

- ・ 施設=7 カ所、旅館=3 カ所に実害あり。
- ・ うち、「旧笹川家住宅」は早い開館を目指すも、現在は休館中。

4. 令和 5(2023)年度のまとめ

(1) 活動全体の概況

- ① コロナ禍の収束が不透明な中、加えて外部支援が終了し会費のみでの運営となり、イベント等の開催を見送り、「会の持続的運営」を最優先に実施

- ② 「会の足元を固め」つつ、庭園ファン・新潟ファンを増やすための活動を実施
 - ・ 会員の庭園に関する知識の習得を図るため、令和 4(2022)年度に配付した会員向けの小冊子に引き続き、日本庭園と日本家屋の解説手引き書的な小冊子の原稿を作成。
- ③ 「広報活動」を引き続き重要視し継続
 - ・ 「視察」の受入れ及び「講演会」の引き受けと共に、新たな広報媒体(ブログやラジオ)の活用。
- ④ 令和 2(2020)年度からの「インバウンド受入れ準備と基盤づくり」を継続

(2) 活動の効果や成果

- ① 登録による知名度が拡大し、新たな観光地として認知
 - ・ ガーデンツーリズム制度に登録されたことにより、新潟県、国(国交省・観光庁等)の行政が動いた。結果、かつての「観光の不毛地＝見るべきものが何もない」と言われ続けた「新潟県北部地域＝にいがた庭園街道の活動エリア」が、新たな観光資源として認知され始めた実感できる。
 - ・ 2020 年度の北陸信越運輸局の「調査事業」、2021 年度の「コンテンツ造成事業」、更に 2022 年度の観光庁の「看板商品の創出事業」と継続的に取組み、インバウンド受入れの準備と基盤づくりを継続。
- ② 広報・宣伝の実施による幅広い効果
 - ・ 今までになかった企業・団体の視察や、大学からの講演依頼が続き、広く認知されていると実感。
- ③ 会員施設の意識の変化
 - ・ 新たな会員向けの「小冊子」の作成・配付により、施設自身が知識習得の意欲が深まった感がある。
 - ・ インバウンド受入れ事業への取組実施により、多言語を含めたガイド養成の必要性を施設自身が認識した。

5. 今後の取り組み

(1) 特性を活かしきる取組みと活動

- ① 育んできた文化・伝統・歴史・自然など ＝ 日本庭園・伝統建築とともに地域の暮らし・営みを発信
- ② 密にならない観光 ＝ ガーデンツーリズムこそ最適な観光資源
- ③ 手つかずの観光地の魅力 ＝ ウェルネスと文化へ続く、日本庭園と伝統建築などの街道

(2) 国内向けの話題づくりと継続した広報活動と魅力の発信

- ① 「個人参加型・分散型」のイベント及び事業を企画・実施を検討
- ② メディアへの露出と情報発信を継続
 - ・ 影響力の高いメディアへの売込み。
 - ・ 知的探求型旅行者層に向けた情報発信。

(3) 日本庭園や伝統建築などの共通の「解説・手引書(小冊子)」の作成を継続

- ・ 会員のレベルアップ等のため、第 3 段の「庭園／家屋の基本」(仮称)の完成を目指す

(4) インバウンド受入れの準備と態勢づくり

- ・ 英語(多言語)ガイド者および全般的な庭園ガイド者の養成(スルー／エキスパートガイド養成)

以上